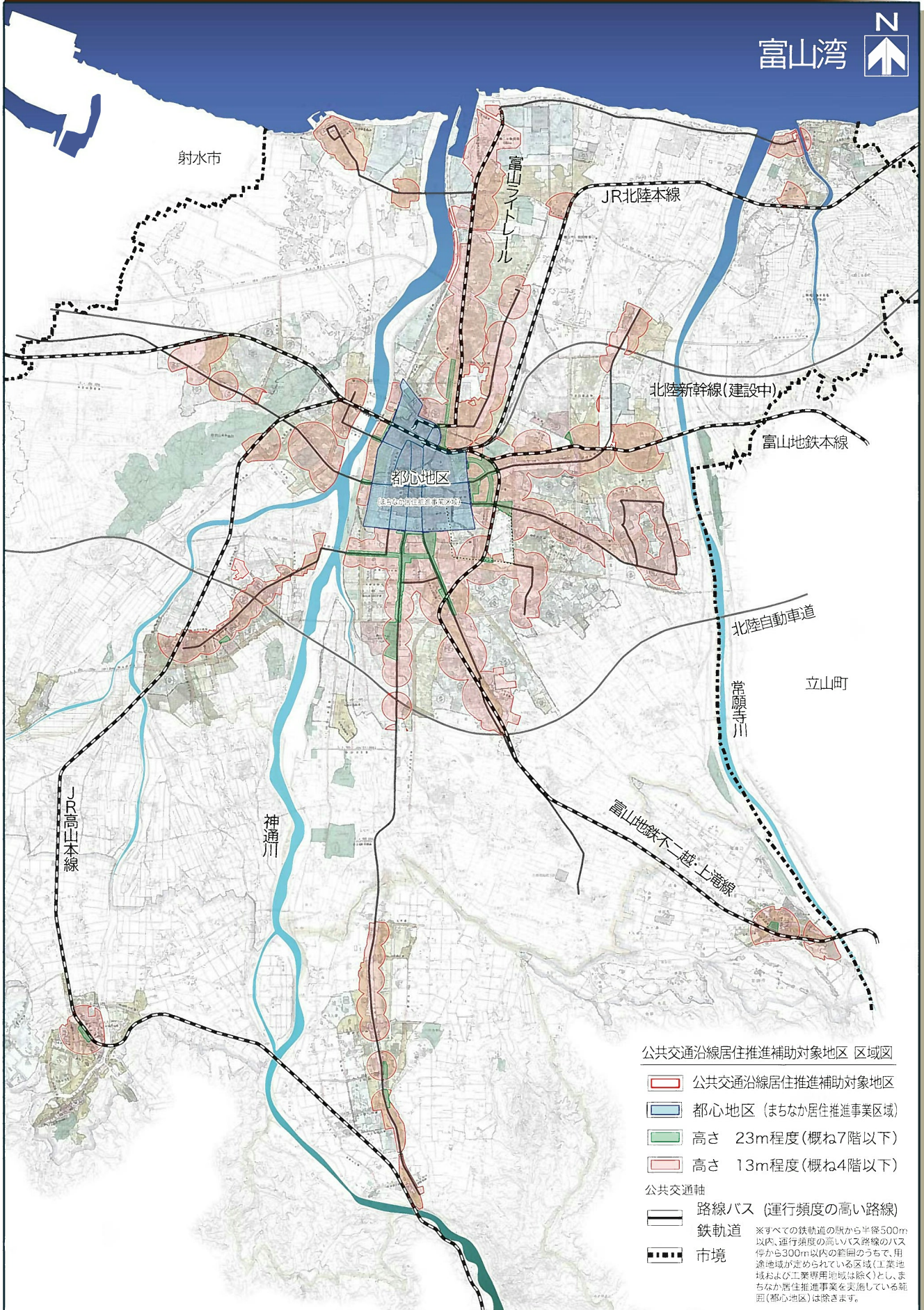


公共交通沿線居住推進補助対象地区 区域図



公共交通沿線居住推進補助対象地区 区域図

- 公共交通沿線居住推進補助対象地区
- 都心地区 (まちなか居住推進事業区域)
- 高さ 23m程度(概ね7階以下)
- 高さ 13m程度(概ね4階以下)

公共交通軸

- 路線バス (運行頻度の高い路線)
- 鉄軌道
- 市境

※すべての鉄軌道の駅から半径500m以内、運行頻度の高いバス路線のバス停から300m以内の範囲のうち、用途地域が定められている区域(工業地域および工業専用地域は除く)とし、まちなか居住推進事業を実施している範囲(都心地区)は除きます。